

○緊急採用に伴う添付書類について（事由証明書）

届出の事由		証明書の種類	証明書発行者
① 傷 病	傷病	診断書（就労困難の記載があること）	・医師 ・病院長
② 生 活 保 護	生活保護受給中	生活保護証明書 ※次に記載する学校等については、生活保護法の生業扶助（高等学校等修学費）の該当となるため、対象外となります。 1. 高等学校（全日制・定時制・通信制） 2. 中等教育学校の後期課程 3. 高等専門学校 4. 特別支援学校の高等部（別科を除く） 5. 高等学校等で就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校（修業年限が3年以上であり、普通教育科目を含む修業時数がおおむね年800時間以上）	・福祉事務所長
③ 生 活 困 窮	失業中	雇用保険受給資格者証のコピーまたは雇用保険被保険者離職票のコピー	・職業安定所長
	経済困難	源泉徴収票または確定申告書のコピー 【緊急の場合】 ・給与所得の場合、直近3ヶ月分の給与明細のコピー ・給与所得以外の場合、直近3ヶ月分の貸借対照表などの財政状態が把握できる書類のコピー ・年金所得の場合、年金額改定通知書または振込通知書のコピー	・市区町村長 ・勤務先 ・税理士等 ・年金事務所
	家計支持者の死亡又は離別	その事由の記載してある戸籍謄本または住民票附表	・市区町村長

様式第3号 別紙

④ 債 權 整 理	<p>※ 債権整理の事由による猶予の願出については、債務整理（破産、個人再生、特定調定、任意整理）に奨学金債権を含めない場合に限る。</p>		
	破産	受任通知、破産事件受理票、破産手続開始通知書、破産申立書、破産宣告通知、同時廃止決定通知、免責決定通知等のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 ・司法書士 ・裁判所
	個人再生	受任通知、個人再生通知、個人再生事件受理票、個人再生計画書、個人再生認定決定通知等のコピー ※ 許可決定後は再生計画表のコピー添付	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 ・司法書士 ・裁判所
	特定調定	特定調定事件受理票、特定調定申立書、決定書等のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 ・司法書士 ・裁判所
	任意整理	受任通知、和解書、合意書等のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 ・司法書士 ・裁判所
⑤ そ の 他	災害	罹災証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村長 ・消防署長